

事案発生日	令和4年8月24日
事業者名	共同フェリー株式会社
船名	フェリーごしょうら
発出日	令和5年5月29日
法令違反等の概要	<p>令和4年8月24日に上記事業者が経営する一般旅客定期航路事業において運航する「フェリーごしょうら」が、寄港地の与一ヶ浦港内の棧橋右側係留杭に衝突する事故を発生させた。</p> <p>事故を受けて、当局が同年9月15日に海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、事故発生後速やかに運輸局及び海上保安官署に事故報告を行っていなかったこと、また、安全教育及び事故処理に関する訓練を実施していなかったこと等の安全管理規程違反が確認された。</p>
指導の内容	<p>令和5年6月28日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守、今般の事故再発防止策の策定を含む重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第18条及び第19条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程及び各港内の操船方法について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。 安全統括管理者は、安全管理規程第18条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。 運航管理者は、安全管理規程第19条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 船長は、安全管理規程第37条に基づき、離岸後着岸するまでの間、規定されている者以外の旅客が車両区域に立ち入ることを禁止する措置を講ずること。加えて、船内車両誘導係員は、作業基準第10条に基づき、車両の積付けの際、運転者に対して、下車させ、車両区域内にとどまらないよう指示し、また、船内作業指揮者は、作業基準第12条に基づき、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客が車両区域内に残留していないことを確認すること。 運航管理者は、安全管理規程第40条及び作業基準第23条に基づき、各港の旅客待合所等において、旅客の遵守すべき事項等に関し、乗船待ちの旅客が視認できるよう掲示すること。 船長は、安全管理規程第46条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。連絡にあたっては、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。 運航管理者は、安全管理規程第47条並びに第51条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに、運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。報告にあたっては、事故の状況について判明したものから逐次報告すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、運航管理員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第55条に基づき、経営トップの支援を得て関係者とともに、年1回以上、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的な事故処理に関する訓練を実施すること。 運航管理者は、安全管理規程第56条に基づき、実施した安全教育及び事故処理に関する訓練の概要を記録簿に記録すること。 内部監査を行う者(安全統括管理者及び運航管理者等)は、安全管理規程第57条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。 運航管理者は、地震防災対策基準第18条に基づき、貴社単独で又は関係機関若しくは関係事業者と共同して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。